

新旧対照表

政治倫理の確立のための浦安市長等の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年規則第39号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 省略 2 省略 3 条例第3条第1項に規定する資産等報告書は、別記第3号様式によるものとする。 4 条例第3条第2項に規定する資産等補充報告書は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>第7条 条例第4条の規定による所得等報告書の作成及び<u>条例第5条</u>の規定による所得等報告書の提出は、納税申告書の写しの作成又は提出をもって代えることができる。この場合において、条例第4条第1号ア又はイに掲げる金額が、1,000,000円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。 （関連会社等の報酬）</p> <p>第8条 条例第6条及び<u>第7条</u>に規定する報酬とは、金銭の給付によるものをいう。 （関連会社等報告書）</p> <p>第9条 省略 2 条例<u>第7条</u>に規定する関連会社等報告書は、別記第8号様式によるものとする。 （報告書等の訂正）</p> <p>第10条 省略 2 条例第3条第1項に規定する資産等報告書、同条第2項に規定する資産等補充報告書、<u>条例第5条</u>に規定する所得等報告書及び<u>条例第7条</u>に規定する関連会社等報告書（以下「副市長に係る資産等報告書等」という。）を提出した者は、当該副市長に係る資産等報告書等を訂正しようとする場合においては、訂正届（別記第10号様式）を市長に提出し、当該副市長に係る資産等報告書等に訂正を行うとともに、その訂正箇所認め印を押印し、及び氏名及び訂正年月日の記載をしなければならない。</p>	<p>第4条 同左 2 同左 3 条例第3条第1項<u>（同条第3項において準用する場合を含む。）</u>に規定する資産等報告書は、別記第3号様式によるものとする。 4 条例第3条第2項<u>（同条第3項において準用する場合を含む。）</u>に規定する資産等補充報告書は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>第7条 条例第4条の規定による所得等報告書の作成及び<u>条例第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定による所得等報告書の提出は、納税申告書の写しの作成又は提出をもって代えることができる。この場合において、条例第4条第1号ア又はイに掲げる金額が、1,000,000円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。 （関連会社等の報酬）</p> <p>第8条 条例第6条及び<u>第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）</u>に規定する報酬とは、金銭の給付によるものをいう。 （関連会社等報告書）</p> <p>第9条 同左 2 条例第7条第1項<u>（同条第2項において準用する場合を含む。）</u>に規定する関連会社等報告書は、別記第8号様式によるものとする。 （報告書等の訂正）</p> <p>第10条 同左 2 条例第3条第1項<u>（同条第3項において準用する場合を含む。）</u>に規定する資産等報告書、同条第2項<u>（同条第3項において準用する場合を含む。）</u>に規定する資産等補充報告書、<u>条例第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）</u>に規定する所得等報告書及び<u>条例第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）</u>に規定する関連会社等報告書（以下「副市長に係る資産等報告書等」という。）を提出した者は、当該副市長に係る資産等報告書等を訂正しようとする場合においては、訂正届（別記第10</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>3 省 略 (報告書等の閲覧)</p> <p>第 1 1 条</p> <p>条例第 8 項第 2 項の規定による閲覧の請求は、当該報告書等を作成し、又は提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。</p> <p><u>2~6</u> 省 略 (期限等の特例)</p> <p>第 1 3 条 省 略</p> <p>2 第11条第 1 項に規定する閲覧の請求をすることができる最初の日（以下「閲覧開始日」という。）が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をもって閲覧開始日とみなす。</p> <p>別記第 1 号様式 (第 4 条第 1 項)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">資 産 等 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>第 2 号様式 (第 4 条第 2 項)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">資 産 等 補 充 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p>号様式) を市長に提出し、当該副市長に係る資産等報告書等に訂正を行うとともに、その訂正箇所^①に認め印を押印し、及び氏名及び訂正年月日の記載をしなければならない。</p> <p>3 同 左 (報告書等の閲覧)</p> <p>第 1 1 条 <u>条例第 8 条第 2 項に規定する市民とは、本市に住所を有する者をいう。</u></p> <p><u>2</u> 同 左</p> <p><u>3~7</u> 同 左 (期限等の特例)</p> <p>第 1 3 条 同 左</p> <p>2 第11条第 2 項に規定する閲覧の請求をすることができる最初の日（以下「閲覧開始日」という。）が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をもって閲覧開始日とみなす。</p> <p>別記第 1 号様式 (第 4 条第 1 項)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">資 産 等 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____^②</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>第 2 号様式 (第 4 条第 2 項)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">資 産 等 補 充 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____^②</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>第3号様式 (第4条第3項)</p> <p>資産等報告書 年 月 日 (宛先) 浦安市長</p> <p>氏名 _____</p> <p>省略</p>	<p>第3号様式 (第4条第3項)</p> <p>資産等報告書 年 月 日 (宛先) 浦安市長</p> <p>氏名 _____ ㊞</p> <p>同左</p>
<p>第4号様式 (第4条第4項)</p> <p>資産等補充報告書 年 月 日 (宛先) 浦安市長</p> <p>氏名 _____</p> <p>省略</p>	<p>第4号様式 (第4条第4項)</p> <p>資産等補充報告書 年 月 日 (宛先) 浦安市長</p> <p>氏名 _____ ㊞</p> <p>同左</p>
<p>第5号様式 (第6条第1項)</p> <p>所得等報告書 年 月 日</p> <p>氏名 _____</p> <p>省略</p>	<p>第5号様式 (第6条第1項)</p> <p>所得等報告書 年 月 日</p> <p>氏名 _____ ㊞</p> <p>同左</p>
<p>第6号様式 (第6条第2項)</p> <p>所得等報告書 年 月 日 (宛先) 浦安市長</p> <p>氏名 _____</p> <p>省略</p>	<p>第6号様式 (第6条第2項)</p> <p>所得等報告書 年 月 日 (宛先) 浦安市長</p> <p>氏名 _____ ㊞</p> <p>同左</p>

(下線の部分が改正部分)

改正後	改正前
第7号様式 (第9条第1項) 年 月 日 関連会社等報告書 氏名 _____ 省略	第7号様式 (第9条第1項) 年 月 日 関連会社等報告書 氏名 _____ ㊞ 同左
第8号様式 (第9条第2項) 関連会社等報告書 年 月 日 (宛先) 浦安市長 氏名 _____ 省略	第8号様式 (第9条第2項) 関連会社等報告書 年 月 日 (宛先) 浦安市長 氏名 _____ ㊞ 同左
第9号様式 (第10条第1項) 年 月 日 訂正届 氏名 _____ 省略	第9号様式 (第10条第1項) 年 月 日 訂正届 氏名 _____ ㊞ 同左
第10号様式 (第10条第2項) 訂正届 年 月 日 (宛先) 浦安市長 氏名 _____ 省略	第10号様式 (第10条第2項) 訂正届 年 月 日 (宛先) 浦安市長 氏名 _____ ㊞ 同左
第11号様式 (第11条第2項) 省略	第11号様式 (第11条第3項) 同左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この規則は、公布の日から施行する。